

佐賀県告示第 136 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和元年 12 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 佐賀市
- 2 事業の種類 富士しゃくなげ湖ポート・カヌー競技施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 佐賀市富士町大字畑瀬字菖木地内
 - (2) 使用の部分 佐賀市富士町大字畑瀬字菖木地内
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀市富士町大字畑瀬字菖木地内における富士しゃくなげ湖ポート・カヌー競技施設整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 32 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業の起業者である佐賀市は、一般会計により既に必要な財源措置等を講じており、来年度以降の予算措置についても確約していることから、

本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

佐賀市では、「佐賀市スポーツ振興基本計画」等に基づき、市民が生涯を通じてスポーツを楽しめる環境づくりを目標にスポーツの振興を図っており、市内スポーツ施設の基盤整備に取り組んでいる。

市北部の富士町には、嘉瀬川ダムのだム湖である「富士しゃくなげ湖」があり、県内外から多くのボート・カヌー利用者が訪れている。この富士しゃくなげ湖について、佐賀市では、「第 2 次佐賀市総合計画」において、広大な湖面を活かした水上スポーツを推進しているほか、平成 30 年には、国土交通省から「嘉瀬川ダム地区かわまちづくり計画」の登録を受け、地域住民や来訪者が安全に楽しめる場の創出に向け、国土交通省と共同で取り組んでいるところである。

このように、富士しゃくなげ湖の活用について、関係機関が一体となって取り組んでいるものの、現在は、安全を管理するための陸上の施設（監視場所、拡声装置、救命道具等）や、湖面コースを利用するための施設（トイレ、艇庫、リギング広場等）が全くなく、安全性や利便性の確保に大きな支障が生じている。

また、富士しゃくなげ湖周辺にはボート・カヌー利用者のための駐車場がなく、路上駐車による交通事故の発生も懸念されている。これに対しては、起業者から呼びかけを行い、解消に努めているものの、駐車可能なスペースが確保できていないことから、対応に苦慮している。

本件事業の施行により、富士しゃくなげ湖の安全管理上必要となる施

設や、湖面コース利用のための施設等が整備され、安全・安心で、快適な利用環境の実現が図られるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成 11 年佐賀県条例第 25 号）に基づく環境影響評価の対象外であるが、起業者が、任意で希少な動植物の生息及び生育状況を調査したところ、起業地周辺で、環境省レッドリスト記載の準絶滅危惧種又は佐賀県レッドリスト記載の準絶滅危惧種のいずれかに該当するカンアオイ類が確認された。

しかし、佐賀市自然環境懇話会からの意見等を踏まえ、施工時には当該種の生息地を避け、止むを得ない場合は近隣の場所へ移植し、経過観察を行うこととしていることから、本件事業の実施に伴う影響は極めて小さいと予測される。

なお、上記以外の希少な野生動植物の生息及び生育が確認された場合は、専門家の指導及び助言を受け、また関係機関と協議し、適切な措置を講ずることとしている。

さらに、起業地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されておらず、保存すべき埋蔵文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、佐賀市富士町内の 3 候補

地を検討している。

起業者は、事業施行に必要な面積、経済的合理性、施設利用時の利便性、周辺施設への環境面での影響等を考慮し、総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定したものである。

エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、富士しゃくなげ湖には、安全を管理するための陸上の施設（監視場所、拡声装置、救命道具等）や、湖面コースを利用するための施設（トイレ、艇庫、リギング広場等）が全くなく、安全性や利便性の確保に大きな支障が生じている。

また、ボート・カヌー利用者のための駐車場もなく、路上駐車による交通事故の発生等も懸念されており、速やかな是正が必要と思われる。

さらに、地元自治会を含む多くの関係団体から、施設整備に関する要望書が提出されている。

よって、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、また、それ以外の起業地については使用のみとし、管理者の承諾も得ていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

佐賀市役所 都市政策課